

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2020年10月12日時点

～2020年10月11日

2020年10月12日～

▲モバイルアクセスサービス契約約款（平成14年経企第938号）

実施 平成14年10月18日

第2章 モバイルアクセスサービスの種別等

第4章

（モバイルアクセス契約申込の方法）

第8条 モバイルアクセス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定する方法によりモバイルアクセス契約の申込みを行っていただきます。

(3) 料金表第1表（料金）に規定するモバイルアクセスサービスのコース区分

（その他の契約内容の変更）

第11条の2 当社は、モバイルアクセス契約者から請求があったときは、第8条（モバイルアクセス契約申込の方法）第1項第1号（モバイルアクセスサービスの種別に限りま

す。）及び第3号から第6号までに規定する契約内容の変更を行います。
ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

別記

10の7 利用権に関する事項の証明

(1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、モバイルアクセスサービス利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

オ そのモバイルアクセスサービスの種別、通信モード、区分又はコース区分

▲モバイルアクセスサービス契約約款（平成14年経企第938号）

実施 平成14年10月18日

第2章 モバイルアクセスサービスの種別等

（モバイルアクセスサービスのコース区分等）

第4条の3 モバイルアクセスサービスには、料金表第1表（料金）に規定するプラン区分及びコース区分等の細目（以下「コース区分等」といいます。）があります。

第4章

（モバイルアクセス契約申込の方法）

第8条 モバイルアクセス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社が指定する方法によりモバイルアクセス契約の申込みを行っていただきます。

(3) モバイルアクセスサービスのコース区分等

（その他の契約内容の変更）

第11条の2 当社は、モバイルアクセス契約者から請求があったときは、第8条（モバイルアクセス契約申込の方法）第1項第3号から第6号までに規定する契約内容の変更を行います。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

別記

10の7 利用権に関する事項の証明

(1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、モバイルアクセスサービス利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

オ そのモバイルアクセスサービスの種別、通信モード、区分又はコース区分等

～2020年10月11日

2020年10月12日～

2 1の基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約の数は、30,000を上限とします。

3 当社は、モバイルアクセス契約者から基本容量シェアグループの設定若しくは廃止又は基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約の追加若しくは除外の申出（いずれも当社が指定する方法によるものとします。）があったときは、その設定等の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。

4 当社は、基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約の解除があったときは、その翌日にそのモバイルアクセス契約を基本容量シェアグループから除外し、同時にそのモバイルアクセス契約の基本容量を当該解除がなされた月の備考5(2)又は(3)に定める基本容量の合計から除外するものとします。

またこの場合において、当該解除がなされたモバイルアクセス契約のその月の通信量は、当該解除がなされた月のその基本容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。

2 当社は、1のモバイルアクセス契約群識別番号に設定できる基本容量シェアグループの数を1とします。

3 1の基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約の数は、30,000を上限とします

4 ナイトバリュープランと他のプランの混在する基本容量シェアグループを設定することはできません。

5 (略)

6 当社は、基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約において、その基本容量シェアグループに混在することができないコース区分等への変更の申出があったときは、その変更の適用と同時に、そのモバイルアクセス契約を基本容量シェアグループから除外します。

7 当社は、基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約の解除があったときは、その翌日にそのモバイルアクセス契約を基本容量シェアグループから除外し、同時にそのモバイルアクセス契約の基本容量を当該解除がなされた月の備考8(2)又は(3)に定める基本容量の合計から除外するものとします。

またこの場合において、当該解除がなされたモバイルアクセス契約のその月の通信量は、当該解除がなされた月のその基本容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。

～2020年10月11日

2020年10月12日～

5 当社は、モバイルアクセスサービス（通信量コースに係るものに限り。）について、次の場合には、その料金月におけるモバイルアクセスサービスの利用を制限します。

(1) (2)又は(3)以外のもの

1の料金月の通信量の合計がそのコース区分に係る基本容量を超えた場合

(2) 基本容量シェアグループに属するものであって、(3)以外のもの

基本容量シェアグループに属するモバイルアクセス契約の1の料金月における通信量及びそのコース区分に係る基本容量をそれぞれ合計し、その通信量の合計が基本容量の合計を超えた場合

(3) 基本容量シェアグループに属するものであって、1の基本容量シェアグループに係る基本容量の合計が100テラバイトを超えるもの

基本容量シェアグループに属するモバイルアクセス契約の1の料金月における通信量の合計が100テラバイトを超えた場合

6 当社は、モバイルアクセスサービス（カテゴリーXに係るものに限り。）の規定を適用するにあたり、1,048,576バイトを1メガバイトとし、1,048,576メガバイトを1テラバイトとします。

8 (略)

9 当社は、備考8に規定するモバイルアクセスサービスの利用の制限のほか、午前7時正時から午後7時正時までの間、ナイトバリュープランに係るモバイルアクセスサービスの利用を制限します。

ただし、備考8に定める利用の制限が適用されるときは、この備考9に定める利用の制限は適用しません。

10 (略)

エ 当社は、モバイルアクセスサービス（カテゴリーXに係るものに限り、）に係る定額利用料及びデータ通信利用料については、1のモバイルアクセス契約ごとに次の（ア）から（キ）までのとおり適用します。

（イ）通信量コース （ECOプランのもの）

（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	

エ 当社は、モバイルアクセスサービス（カテゴリーXに係るものに限り、）に係る定額利用料及びデータ通信利用料については、1のモバイルアクセス契約ごとに次の（ア）から（キ）までのとおり適用します。

（イ）通信量コース

A ECOプランのもの

（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	

B ナイトバリュープランのもの

<u>コース区分</u>	<u>内 容</u>
<u>1GBコース</u>	<u>1の料金月における基本容量を1,024メガバイトに設定するもの</u>
<u>3GBコース</u>	<u>1の料金月における基本容量を3,072メガバイトに設定するもの</u>
<u>7GBコース</u>	<u>1の料金月における基本容量を7,168メガバイトに設定するもの</u>
<u>15GBコース</u>	<u>1の料金月における基本容量を15,360メガバイトに設定するもの</u>
<u>30GBコース</u>	<u>1の料金月における基本容量を30,720メガバイトに設定するもの</u>
<u>50GBコース</u>	<u>1の料金月における基本容量を51,200メガバイトに設定するもの</u>
<u>100GBコース</u>	<u>1の料金月における基本容量を102,400メガバイトに設定するもの</u>
<u>300GBコース</u>	<u>1の料金月における基本容量を307,200メガバイトに設定するもの</u>
<u>500GBコース</u>	<u>1の料金月における基本容量を512,000メガバイトに設定するもの</u>
<u>備考 通信量コースは、定額利用料及びデータ通信利用料のうち、定額利用料のみを適用します。</u>	

(オ) モバイルアクセス契約者は、モバイルアクセスサービスに係るコース区分の変更を請求することができます。

ただし、(ア)から(エ)までにおいて、コース区分の変更を請求することができない場合が定められているときは、その定めによります。

(カ) モバイルアクセス契約者は、提供開始日（モバイルアクセスサービスに係るコース区分の変更があった場合の、変更後の区分の提供開始日を含みます。）を含む料金を1料金目として3料金目目の当社が指定する日以後に限り、モバイルアクセスサービスに係るコース区分の変更の請求を行うことができます。

ただし、ゼロコース又はスタンバイコースから（イ）から（エ）までのいずれかのコース区分への変更の請求については、随時に行うことができます。

(キ) 当社は、モバイルアクセスサービスに係るコース区分の変更の請求があったときは、変更後のコース区分の料金を、その変更の承諾日を含む料金の翌料金月から適用します。

ただし、ゼロコースから（イ）から（エ）までのいずれかのコース区分への変更については、変更後のコース区分の料金を、その変更の承諾日から適用します。

オ 削除

(3) モバイルアクセスサービス(カテゴリーFに係るものに限り、以下この欄において同じとします。)に係る月額利用料の適用

当社は、モバイルアクセスサービス（カテゴリーFに係るものに限り、以下この欄において同じとします。）に係る月額利用料の適用について、次のとおり定めます。

ア モバイルアクセスサービスには、次表のとおりコース区分があります。

コース区分	
基本コース	(略)
通信量コース	(略)

(オ) モバイルアクセス契約者は、モバイルアクセスサービスに係るコース区分等の変更を請求することができます。

ただし、(ア)から(エ)までにおいて、コース区分等の変更を請求することができない場合が定められているときは、その定めによります。

(カ) モバイルアクセス契約者は、提供開始日（モバイルアクセスサービスに係るコース区分等の変更があった場合の、変更後のコース区分等の提供開始日を含みます。）を含む料金を1料金目として3料金目目の当社が指定する日以後に限り、モバイルアクセスサービスに係るコース区分等の変更の請求を行うことができます。

ただし、ゼロコース又はスタンバイコースから（イ）から（エ）までのいずれかのコース区分等への変更の請求については、随時に行うことができます。

(キ) 当社は、モバイルアクセスサービスに係るコース区分等の変更の請求があったときは、変更後のコース区分等の料金を、その変更の承諾日を含む料金の翌料金月から適用します。

ただし、ゼロコースから（イ）から（エ）までのいずれかのコース区分等への変更については、変更後のコース区分等の料金を、その変更の承諾日から適用します。

オ 削除

(3) モバイルアクセスサービス(カテゴリーFに係るものに限り、以下この欄において同じとします。)に係る月額利用料の適用

当社は、モバイルアクセスサービス（カテゴリーFに係るものに限り、以下この欄において同じとします。）に係る月額利用料の適用について、次のとおり定めます。

ア モバイルアクセスサービスには、次表のとおりコース区分等があります。

プラン区分	コース区分	
-	基本コース	(略)
標準プラン	通信量コース	(略)
ナイトバリュ	通信量コース	1GBコース

～2020年10月11日

2020年10月12日～

備考

1 当社は、モバイルアクセス契約者から申出があったときは、基本容量シェアグループ（同一のモバイルアクセス契約群識別番号に属するモバイルアクセス契約であって、モバイルアクセス契約者の指定するモバイルアクセス契約（通信量コースに係るものに限り。）から構成されるグループをいいます。以下同じとします。）を設定します。

2 1の基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約の数は、30,000を上限とします。

ープラン

<u>3GBコース</u>
<u>7GBコース</u>
<u>15GBコース</u>
<u>30GBコース</u>
<u>50GBコース</u>
<u>100GBコース</u>
<u>300GBコース</u>
<u>500GBコース</u>

備考

1 当社は、カテゴリーFについて、通常タイプの契約者カード又はインダストリアルタイプの契約者カードを提供します。この場合、モバイルアクセス契約者は、あらかじめいずれか一方を選択するものとします。

2 （略）

3 当社は、1のモバイルアクセス契約群識別番号に設定できる基本容量シェアグループの数を1とします。

4 （略）

5 ナイトバリュープランと標準プランの混在する基本容量シェアグループを設定することはできません。

～2020年10月11日

2020年10月12日～

3 当社は、モバイルアクセス契約者から基本容量シェアグループの設定若しくは廃止又は基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約の追加若しくは除外の申出（いずれも当社が指定する方法によるものとします。）があったときは、その設定等の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。

4 当社は、基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約の解除があったときは、その翌日にそのモバイルアクセス契約を基本容量シェアグループから除外し、同時にそのモバイルアクセス契約の基本容量を当該解除がなされた月の備考7(2)又は(3)に定める基本容量の合計から除外するものとします。

またこの場合において、当該解除がなされたモバイルアクセス契約のその月の通信量は、当該解除がなされた月のその基本容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。

6 (略)

7 当社は、基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約において、その基本容量シェアグループに混在することができないプラン区分への変更の申出があったときは、その変更の適用と同時に、そのモバイルアクセス契約を基本容量シェアグループから除外します。

8 当社は、基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約の解除があったときは、その翌日にそのモバイルアクセス契約を基本容量シェアグループから除外し、同時にそのモバイルアクセス契約の基本容量を当該解除がなされた月の備考11(2)又は(3)に定める基本容量の合計から除外するものとします。

またこの場合において、当該解除がなされたモバイルアクセス契約のその月の通信量は、当該解除がなされた月のその基本容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。

5 当社は、基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約にサスペンド（ウで規定するものをいいます。以下同じとします。）があったときは、その翌日にそのモバイルアクセス契約の基本容量を当該サスペンドがなされた月の備考7 (2)又は(3)に定める基本容量の合計から除外するものとします。

またこの場合において、当該サスペンドがなされたモバイルアクセス契約のその月の通信量は、当該サスペンドがなされた月のその基本容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。

6 当社は、基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約においてサスペンドの解除があったときは、その翌日にそのモバイルアクセス契約の基本容量を当該サスペンドの解除がなされた月の備考7 (2)又は(3)に定める基本容量の合計に追加するものとします。

7 当社は、モバイルアクセスサービス（通信量コースに係るものに限ります。）について、次の場合には、その料金月におけるモバイルアクセスサービスの利用を制限します。

(1)～(3) (略)

9 当社は、基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約にサスペンド（ウで規定するものをいいます。以下同じとします。）があったときは、その翌日にそのモバイルアクセス契約の基本容量を当該サスペンドがなされた月の備考11 (2)又は(3)に定める基本容量の合計から除外するものとします。

またこの場合において、当該サスペンドがなされたモバイルアクセス契約のその月の通信量は、当該サスペンドがなされた月のその基本容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。

10 当社は、基本容量シェアグループを構成するモバイルアクセス契約においてサスペンドの解除があったときは、その翌日にそのモバイルアクセス契約の基本容量を当該サスペンドの解除がなされた月の備考11 (2)又は(3)に定める基本容量の合計に追加するものとします。

11 当社は、モバイルアクセスサービス（通信量コースに係るものに限ります。）について、次の場合には、その料金月におけるモバイルアクセスサービスの利用を制限します。

(1)～(3) (略)

12 当社は、備考11に規定するモバイルアクセスサービスの利用の制限のほか、午前7時正時から午後7時正時までの間、ナイトバリュープランに係るモバイルアクセスサービスの利用を制限します。

ただし、備考11に規定する利用の制限が適用されるときは、この備考12に規定する利用の制限は適用しません。

～2020年10月11日

2020年10月12日～

8 当社は、モバイルアクセスサービス（カテゴリーFに係るものに限ります。）の規定を適用するにあたり、1,048,576バイトを1メガバイトとし、1,048,576メガバイトを1テラバイトとします。

イ 当社は、モバイルアクセスサービスに係る定額利用料については、1のモバイルアクセス契約（カテゴリーFに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）ごとに次の（ア）から（オ）までのとおり適用します。

（イ）通信量コース

(略)	(略)
(略)	(略)

13 (略)

イ 当社は、モバイルアクセスサービスに係る定額利用料については、1のモバイルアクセス契約（カテゴリーFに係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）ごとに次の（ア）から（オ）までのとおり適用します。

（イ）通信量コース

A 標準プランのもの

(略)	(略)
(略)	(略)

B ナイトバリュープランのもの

<u>コース区分</u>	<u>内 容</u>
<u>1GBコース</u>	<u>1の料金月における基本容量を</u> <u>1,024メガバイトに設定するもの</u>
<u>3GBコース</u>	<u>1の料金月における基本容量を</u> <u>3,072メガバイトに設定するもの</u>
<u>7GBコース</u>	<u>1の料金月における基本容量を</u> <u>7,168メガバイトに設定するもの</u>
<u>15GBコース</u>	<u>1の料金月における基本容量を</u> <u>15,360メガバイトに設定するもの</u>
<u>30GBコース</u>	<u>1の料金月における基本容量を</u> <u>30,720メガバイトに設定するもの</u>
<u>50GBコース</u>	<u>1の料金月における基本容量を</u> <u>51,200メガバイトに設定するもの</u>
<u>100GBコース</u>	<u>1の料金月における基本容量を</u> <u>102,400メガバイトに設定するもの</u>
<u>300GBコース</u>	<u>1の料金月における基本容量を</u> <u>307,200メガバイトに設定するもの</u>

～2020年10月11日

2020年10月12日～

(ウ) モバイルアクセス契約者は、モバイルアクセスサービスに係るコース区分の変更を請求することができます。

ただし、(ア)から(イ)までにおいて、コース区分の変更を請求することができない場合が定められているときは、その定めによります。

(エ) モバイルアクセス契約者は、提供開始日（モバイルアクセスサービスに係るコース区分の変更があった場合の、変更後の区分の提供開始日を含みます。）を含む料金を1料金月目として3料金月目の当社が指定する日以後に限り、モバイルアクセスサービスに係るコース区分の変更の請求を行うことができます。

ただし、ゼロコース又はスタンバイコースから（イ）のいずれかのコース区分への変更の請求については、随時に行うことができます。

(オ) 当社は、モバイルアクセスサービスに係るコース区分の変更の請求があったときは、変更後のコース区分の料金を、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。

ただし、ゼロコースから（イ）のいずれかのコース区分への変更については、変更後のコース区分の料金を、その変更の承諾日から適用します。

500GBコース	1の料金月における基本容量を512,000メガバイトに設定するもの
--------------------------	---

(ウ) モバイルアクセス契約者は、モバイルアクセスサービスに係るコース区分等の変更を請求することができます。

ただし、(ア)及び(イ)において、コース区分等の変更を請求することができない場合が定められているときは、その定めによります。

(エ) モバイルアクセス契約者は、提供開始日（モバイルアクセスサービスに係るコース区分等の変更があった場合の、変更後のコース区分等の提供開始日を含みます。）を含む料金を1料金月目として3料金月目の当社が指定する日以後に限り、モバイルアクセスサービスに係るコース区分等の変更の請求を行うことができます。

ただし、ゼロコース又はスタンバイコースから（イ）のいずれかのコース区分等への変更の請求については、随時に行うことができます。

(オ) 当社は、モバイルアクセスサービスに係るコース区分等の変更の請求があったときは、変更後のコース区分等の料金を、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月から適用します。

ただし、ゼロコースから（イ）のいずれかのコース区分等への変更については、変更後のコース区分等の料金を、その変更の承諾日から適用します。

2 料金額

2-1 定額利用料

2-1-4 カテゴリーXに係るもの

(1) タイプ1に係るもの

イ 通信量コースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

プラン区分	コース区分	料 金 額
(略)	(略)	(略)

2 料金額

2-1 定額利用料

2-1-4 カテゴリーXに係るもの

(1) タイプ1に係るもの

イ 通信量コースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

プラン区分	コース区分	料 金 額
(略)	(略)	(略)
ナイトバリュー	1GBコース	320円 (352円)

～2020年10月11日

2020年10月12日～

- (2) タイプ2に係るもの
イ 通信量コースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

プラン区分	コース区分	料 金 額
(略)	(略)	(略)

- 2-1-7 カテゴリーFに係るもの
(2) 通信量コースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

コース区分	料 金 額
(略)	(略)

プラン	コース区分	料 金 額
	3GBコース	520円 (572円)
	7GBコース	800円 (880円)
	15GBコース	1,600円 (1,760円)
	30GBコース	3,000円 (3,300円)
	50GBコース	4,800円 (5,280円)
	100GBコース	8,500円 (9,350円)
	300GBコース	18,000円 (19,800円)
	500GBコース	27,000円 (29,700円)

- (2) タイプ2に係るもの
イ 通信量コースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

プラン区分	コース区分	料 金 額
(略)	(略)	(略)
ナイトバリュー プラン	1GBコース	420円 (462円)
	3GBコース	620円 (682円)
	7GBコース	900円 (990円)
	15GBコース	1,700円 (1,870円)
	30GBコース	3,100円 (3,410円)
	50GBコース	4,900円 (5,390円)
	100GBコース	8,600円 (9,460円)
	300GBコース	18,100円 (19,910円)
500GBコース	27,100円 (29,810円)	

- 2-1-7 カテゴリーFに係るもの
(2) 通信量コースに係るもの

1のモバイルアクセス契約ごとに月額

プラン区分	コース区分	料 金 額
標準プラン	(略)	(略)
ナイトバリュー プラン	1GBコース	320円 (352円)
	3GBコース	520円 (572円)
	7GBコース	800円 (880円)
	15GBコース	1,600円 (1,760円)

～2020年10月11日

2020年10月12日～

2-5 付加機能利用料

2-5-1 カテゴリーX又はカテゴリーFに係るもの

2-5-1-1 モバイルアクセス契約者があらかじめ請求を行うことにより提供されるもの

2-5-1-1-2 基本容量追加機能

区 分	料 金 額	料 金 額
1の料金月におけるモバイルアクセスに係る基本容量を追加することができる機能	追加する基本容量512メガバイトごとに	500円 (550円)

備考

5 (略)

6 (略)

2-5-2 削除

2-5-2-1 削除

2-5-2-2 削除

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。

30GBコース	3,000円 (3,300円)
50GBコース	4,800円 (5,280円)
100GBコース	8,500円 (9,350円)
300GBコース	18,000円 (19,800円)
500GBコース	27,000円 (29,700円)

2-5 付加機能利用料

2-5-1 カテゴリーX又はカテゴリーFに係るもの

2-5-1-1 モバイルアクセス契約者があらかじめ請求を行うことにより提供されるもの

2-5-1-1-2 基本容量追加機能

区 分	料 金 額	料 金 額
1の料金月におけるモバイルアクセスに係る基本容量を追加することができる機能	追加する基本容量512メガバイトごとに	500円 (550円)

備考

[5](#) [備考3又は4の規定にかかわらず、ナイトバリュープランにおける午前7時正時から午後7時正時までの間の利用制限については、この機能を用いて解除することはできません。](#)

[6](#) (略)

[7](#) (略)

2-5-2 削除

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。

～2020年10月11日

2020年10月12日～

種 別	内 容
イ 機種変更 等手数料	次に掲げる請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金 (工) 契約者カードの再発行等
備考 削除	

種 別	内 容
イ 機種変更 等手数料	次に掲げる請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金 (工) 契約者カードの再発行等 <u>ただし、カテゴリーFに係る契約者カードについては再発行できません。</u>
備考 削除	

附 則 (令和2年10月7日 D P S 第00698447号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和2年10月12日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

<u>モバイルアクセスサービス</u>	<u>モバイルアクセスサービス</u>
<u>カテゴリーF</u>	<u>カテゴリーF</u>
<u>データモード</u>	<u>データモード</u>
<u>通信量コース</u>	<u>標準プラン</u>
	<u>通信量コース</u>